

広島県住宅耐震化促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、住宅の耐震化の促進を図り、地震による倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強い都市構造を形成することに寄与するため、住宅の耐震化に取り組む者に補助金を交付する県内の市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年10月30日 広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 県内に存する木造の住宅で、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
 - イ 現に居住の用に供する住宅であること。
 - ウ 販売を目的とするものでないこと。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻暦応答計算による方法を除く。）に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震改修計画判定書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年広島県規則第48号）第4条第1項第1号に規定する耐震改修計画判定書をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の補助対象住宅を、耐震改修工事後に0.3以上向上し、かつ、1.0以上にするために必要となる補強計画で、建築士法第2条第1項に規定する建築士（以下、建築士という。）が作成するものをいい、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア その計画の作成に当たって一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラムを利用して行うもの。

イ 耐震改修計画判定書の交付を受けた補強計画に基づき行うもの。

- (6) 耐震改修設計 耐震改修計画を作成し、補強計画図や見積書等の耐震改修工事に必要な図書を作成することをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事で、建築士が工事監理することをいう。
- (8) 除却工事 耐震診断の結果の上部構造評点が 1.0 未満又は簡易耐震診断による評点の合計が 7 以下の補助対象住宅を取り壊すことをいう。
- (9) 現地建替え工事 除却工事後、同一の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。
- (10) 非現地建替え工事 除却工事後、別の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付対象者、補助対象、補助基本額、補助率及び区域要件は、別表のとおりとする。ただし、補助事業の区分ごとに補助金の額は、1、000 円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請は、交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 規則第 6 条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定に係る事項に変更が生じる場合は、交付変更申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 規則第 5 条第 1 項五号の規定により、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、完了期日変更報告書（様式第 3 号）の報告書により、速やかに知事に報告してその指示を受けるものとする。

- 2 規則第 5 条 3 項の規定による条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 間接補助事業者は、補助対象住宅の所有者若しくは居住者であること。
- (2) 間接補助事業者は、間接補助事業完了後も県内に居住する者であること。
- (3) 間接補助事業者が、除却工事後、次に居住の用に供する住宅は、地震に対して安全な構造であること。
- (4) 間接補助事業者は、除却工事をおこなう際、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善すること。
- (5) 補助事業者は、当該事業の効果を検証するため、間接補助事業者へアンケート

調査を行うこと。調査にあたっての必要事項は、知事が別に定める。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知書を受領した日から起算して15日以内とする。

(監督等)

第7条 知事は、市町に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、広島県住宅耐震化促進支援制度の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による報告は、完了実績報告書(様式第4号)を、補助事業の完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

2 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、補助事業実績報告書に示す書類とする。

3 交付の決定を受けた補助金の一部又は全部を、所定の手続きを経て翌会計年度に繰越した場合の報告は、年度終了実績報告書(様式第5号)を知事に提出するものとし、その提出期限は、翌会計年度の4月20日とする。

(事業の成果の普及等)

第9条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要があると認めるときは、市町に対し、広く周知して普及啓発を図ることを依頼できるものとする。

(提出方法)

第10条 この要綱に定める様式等の知事への提出は、電子媒体で行うものとする。

(帳簿等の備付け)

第11条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業の完了した翌会計年度の開始日から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて(平成20年12月22日付け国住総第67号)によるものとする。

(他の補助金との関係)

第 13 条 他の国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいい、第 4 項に規定する間接補助金等を含む。以下「他の補助事業」という。）の交付を受ける場合は、この支援制度の対象とはならない。ただし、補助対象となる部分が明確に区分できる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分についてはこの限りでない。

(雑則)

第 14 条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 区分	耐震改修工事	現地建替え工事	非現地建替え工事	除却工事
2 交付対象者	<p>以下の要件を満たす、県内の市町</p> <p>① 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号通知）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編第1章にいう、イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に基づく国の交付金（以下「交付金」という。）第3項三号イを受け、間接補助事業者に対し補助を行う事業を有すること。</p> <p>② ①に加え、交付金第3項三号ロを受け、非現地建替え工事及び除却工事を補助対象とした事業を有すること。</p> <p>③ 行政区域内において、持続可能なまちづくりに向け、居住誘導などの施策を実施する次のいずれかの区域が指定されていること、若しくは指定されることが確実であること。</p> <p>ア 立地適正化計画における居住誘導区域</p> <p>イ その他、市町が総合計画等で居住誘導などの施策を実施する区域</p>			
3 補助対象	補助対象住宅の耐震改修工事に要する工事費（耐震改修設計・工事監理費を含む）	補助対象住宅の現地建替え工事に要する工事費（設計・工事監理費を含む）	補助対象住宅の除却工事に要する工事費	
4 補助基本額	補助対象のうち耐震改修設計・工事監理費を除く額の80%かつ、1住戸あたり1,150千円を限度とする。		補助対象の額の23%かつ、1住戸あたり978.6千円を限度とする。	
5 補助率	補助基本額若しくは市町が補助する額の低い額の4分の1以内			
6 区域要件	上記2-③に示す区域内に建つ住宅であること。		別の敷地が、上記2-③に示す区域内であること。	-